

## 第7期岐阜県保健医療計画の変更について（中間見直し）

### 1 変更の理由

- ・現行の第7期計画（計画期間：平成30年度～令和5年度）について、医療法の規定に基づき、3年ごとの中間見直しを行うもの

### 2 計画の性格

- ・5疾病・5事業及び在宅医療の現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制構築のための具体的な施策策定を行う。

5疾病：がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患

5事業：救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む）

### 3 主な見直し内容

#### （1）在宅医療対策

- ・入院患者のうち、将来的に「在宅医療・介護施設等」で対応すべきサービス量の目標を見直し
- ・「小児の訪問診療を受けた患者数」、「訪問口腔歯科衛生指導を受けた患者数」などの指標の追加

※第8期岐阜県高齢者安心計画（計画期間：令和3～5年度）との整合性を図る

#### （2）精神疾患対策

- ・基準病床数（精神）の見直し
- ・「精神病床における入院需要」、「地域移行に伴う基盤整備量」に係る指標の見直しなど

※第3期岐阜県障がい者総合支援プラン（計画期間：令和3～5年度）との整合性を図る

#### （3）その他

- ・国の検討会での意見を踏まえ、へき地医療拠点病院に係る指標を追加